

毎週火、金曜日発行（但休日には当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇告示 土地改良事業計画の縦覧
土地改良事業の認可
土地改良区の設立認可
母樹林の指定解除
- ◇教委告示 臨時教育委員会の招集
- ◇公告 鳥取県身体障害者更生指導所々生募集
市町村農業共済組合専任職員資格試験合格者
- ◇正誤 昭和三十年二月一日鳥取県訓令第一号中訂正

告示

鳥取県告示第六十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第七條第

一項の規定により、別表のとおり土地改良区設立の認可の申請があつたので、当該土地改良事業計画及び定款につき詳細な審査を行った結果、当該申請を適当と決定した。よつて次のように縦覧に供する。

昭和三十年二月八日

鳥取県知事 遠藤 茂

一 縦覧に供すべき書類の名称

1 土地改良事業計画書の写

2 定款の写

二 縦覧の期間

昭和三十年二月九日から同年二月二十八日まで

三 縦覧の場所

別表のとおり

四 異議の申立

利害関係人において公告に係る決定に対して異議があるときは縦覧期間満了後十日までに書面をもつて知事に申し立てること。

別表

申請人 八頭郡船岡町大字殿 倉吉市悴谷 東伯郡三朝町大字片柴

住所 八頭郡船岡町大字殿 倉吉市悴谷 東伯郡三朝町大字片柴

土地改良区名称 八頭郡船岡町役場 倉吉市役所 東伯郡三朝町役場

鳥取県告示第六十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第三項において準用する第七条第一項の規定により、八頭郡大村から村の行う土地改良事業の認可の申請があつたので、当該土地改良事業計画につき詳細な審査を行った結果、当該申請を適当と決定した。よつて次のように縦覧に供する。

昭和三十年二月八日

鳥取県知事 遠藤 茂

- 一 縦覧に供すべき書類の名称 土地改良事業計画書の写
- 二 縦覧の期間

昭和三十年二月九日から同年二月二十八日まで

- 三 縦覧の場所 八頭郡大村役場
- 四 異議の申立 利害関係人において公告に係る決定に対して異議があるときは縦覧期間満了後十日までに書面をもつて知事に申し立てること。

鳥取県告示第六十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第三項において準用する第十条第一項の規定により、浜坂土地改良区の新たな土地改良事業を行うことについて

て、昭和三十年二月三日認可した。

昭和三十年二月八日

鳥取県知事 遠藤 茂

鳥取県告示第六十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十条第一項の規定により、土地改良区の設立について次のとおり認可した。

昭和三十年二月八日

鳥取県知事 遠藤 茂

申請人 岩美郡米里村大字久末 鳥取市湖山町

住所 岩美郡米里村大字久末 鳥取市湖山町

氏名 谷口富士隆 外十五人 奥村 秀治 外十四人 邱上 宣夫 北浦 英男

土地改良区名称 久末土地改良区 湖山町上代 湖山町下代 鳥取市叶

認可年月日 昭和三十年二月二十八日

鳥取県告示第六十六号

林業種苗法（昭和十四年法律第十六号）第八条第一項の規定により次の母樹林の指定を解除した。

昭和三十年二月八日

鳥取県知事 遠藤 茂

登録番号	母樹、母樹種別	本数	所在地	所有者
鳥一三五号	母樹林 赤松	五四本	鳥取市久松山	鳥取市

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十号

臨時教育委員会を次のとおり招集する。

昭和三十年二月八日

鳥取県教育委員会委員長 三木 順治

一日時 昭和三十年二月十一、十二日午前十一時

一場所 鳥取県教育委員会々議室

一議題 昭和三十年度予算について

公 告

鳥取県身体障害者更生指導所々生を次の要綱により、募集する。

昭和三十年二月八日

鳥取県知事 遠 藤 茂

第三期入所生募集要綱

肢体不自由者更生施設

鳥取県身体障害者更生指導所

所在地鳥取市富安(駅裏工場地帯)
(電話二七二六番)

一 当所の目的

肢体不自由者を收容し、医学的、心理学的管理のもとに機能回復訓練、生活訓練、職業訓練を施し、もつて社会経済生活への参与並びに自立更生に対する基礎的陶冶を行うところとする。

二 訓練内容

1 機能回復訓練(治療、理学療法、作業療法、運動療法)

2 教養及び基礎教科

教養、国語、数学、法制、社会、英語、保健衛生
情操陶冶(音楽、美術、茶道、華道)

3 職能及び職業訓練

一定期間の職能訓練を経て、本人の志向及び判定結果に基づいて、次に掲げる種目のうち最も適切なものについて職業技術の基礎的陶冶を行う。

A 所内において行うもの

(1) ラジオ科

(2) 孔版科

(3) 洋裁科

B 委託して行うもの

委託職種 1 時計修理 2 刻印 3 靴製作修理

4 自転車組立修理

註 応募者の志向及び職能判定の結果に基づいて前

記職種のうちより適当するものを選定し鳥取市

内各業者に委託する。

三 訓練期間

一箇年以内とする。但し所長が必要と認めた場合はこれを延長することができる。

四 募集人員

二十五人(このうち委託訓練部要員は四人以内とする)

五 応募資格

身体障害手帳の交付を受けた肢体不自由者であつて、次の各号に該当し、更生意欲が旺盛で操行等において集団生活に適し自から進んで訓練を受けようとする者。

1 義務教育を修了した者、又はこれと同等以上の学力を有すると認める者。

2 介護を必要としない者。

3 内部疾患及び傳染性疾患を有しない者。

六 出願手続

規程第一号様式による入願書に健康診断書を添附し、次の期間中に、市に居住するものにあつては福祉事務所へ町村に居住するものにあつては町村役場を経て所轄地方事務所民生課へ提出のこと。

願書受付期間

自 二月十日

至 二月二十八日

地方事務所、福祉事務所においては入願書を受理したときは規程第二号様式による身上調査書を添えて三月十日までにこれを当所へ送附のこと。

七 入所選考

第一次選考
書類審査

第二次選考

- 1 身体検査
 - 2 職能判定
 - 3 知能及び学力テスト
 - 4 面接調査
- 選考期日及び場所
三月二十日過ぎ鳥取、倉吉、米子の三箇所において実施するが、詳細は第一次選考合格者に対し三月十五日頃通報する。
- 八 経費その他
- 1 授業料並びに実習材料費は徴収しない。
 - 2 実習に要する器具は貸与する。
 - 3 入所生は附設の寄宿舎に入舎するものとする。
(特に所長の許可を受けた者はこの限りでない。)
但し舎費は徴収しない。
 - 4 身の廻り品、日用品、寝具は本人の持参若くは自己調達とする。但し寝具については事情により貸与することがある。

6 入舎中の食費は実費(月額約二千円)を徴収する。但し生活保護法を受けているもの又はこれに準ずるものについては減免するものとする。

九 附記

- 1 入所決定通知は三月三十一日、入所期日は四月十八日を予定している。
- 2 当所には身体障害者福祉法第十一条に基く更生相談所及び補装具製作修理施設としての義肢工場が併設されているので入所中これが利用方につき便宜がある。

様式第一号

入所願	入所	願
貴所に入所したいので次の事項を具してお願い致します	入所	願
一 身体障害者手帖	県第	号昭和
二 身体障害の状況	障害名	現況
三 入所を希望する理由	科	五 退所後の計画
四 希望する職業訓練科目	一 自営場所	二 就職場所
六 履歴	ハ	その他

学歴	職歴
賞罰	

昭和 年 月 日
本籍
居住地
氏名
年 月 日生
印

鳥取県身体障害者更生指導所長 小林 壽雄 殿

昭和二十九年度市町村農業共済組合専任職員資格試験に合格したものは次のとおりである。

昭和三十年二月八日

鳥取県知事 遠 藤 茂

技術職員

- イ 井上克己 池口太刀雄 八座省三郎 石川美智也
- オ 岡垣馨 岡本頭 奥田善正
- カ 片岡丈雄 河口耕司
- キ 北川重信 吉川右一 吉川重敏

- ク 国井宏
 - コ 小谷力 小谷清 後藤敏
 - サ 佐伯誠二
 - シ 白岩勝実
 - タ 竹内能彦 竹内秀雄 高真秀夫 高橋共一 谷本正和 田辺暢克
 - チ 疋威
 - ナ 中島高義 中本之一 中川正明 中原充
 - ノ 野坂徹
 - フ 福谷英紀 福田豊
 - マ 眞島正美 松本慧志 前田一郎 松本新平
 - モ 森本実二
 - ヤ 山本昭郎 山本丑雄 山口寧 山根貞巳
 - ヨ 米谷志郎 米原光雄
 - ワ 渡辺肇
- 事務職員
- ア 秋田力 安藤克明
 - イ 石河幸丈 入江和子 池山順子 生田順子 井手

